

平成 29 年に実施する医療施設調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の種類、期間及び期日

- (1) 静態調査
(3年に1回) 平成 29 年 10 月 1 日現在
- (2) 動態調査
(毎月) 開設、変更等のあった都度

3 調査の対象

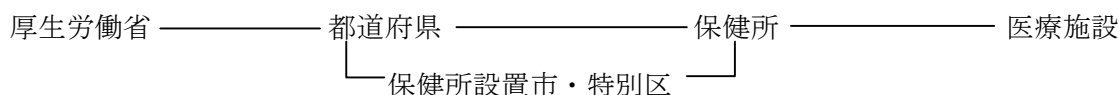
- (1) 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- (2) 動態調査 開設・廃止等のあった医療施設
- (3) 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設及び保健所は除く。

4 調査の事項

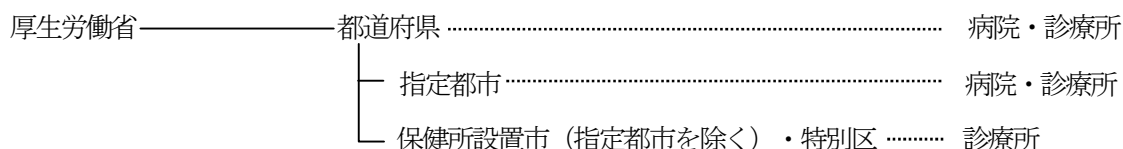
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

5 調査の方法及び系統

- (1) 静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。



- (2) 動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出する。



6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。